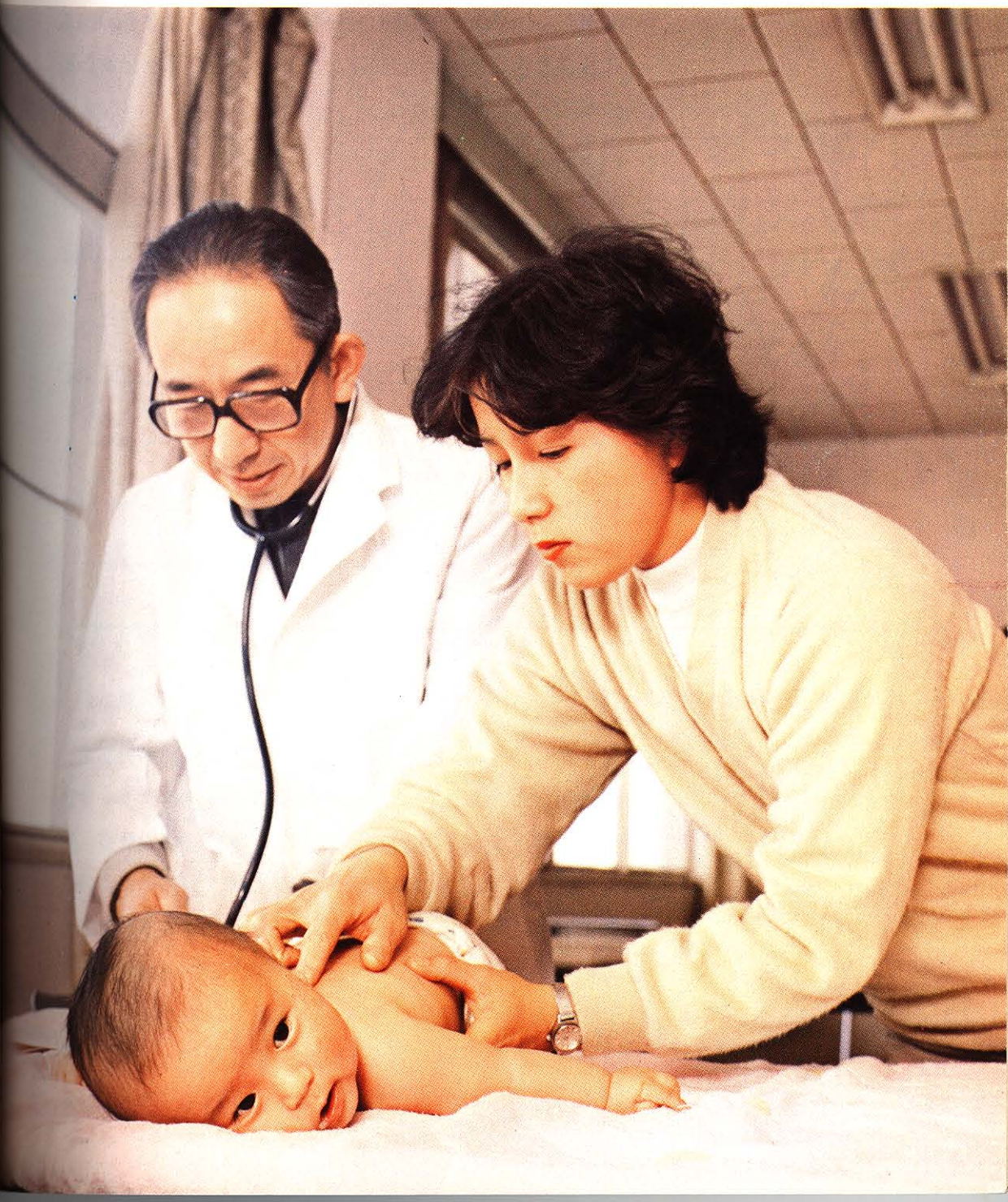


基本計画

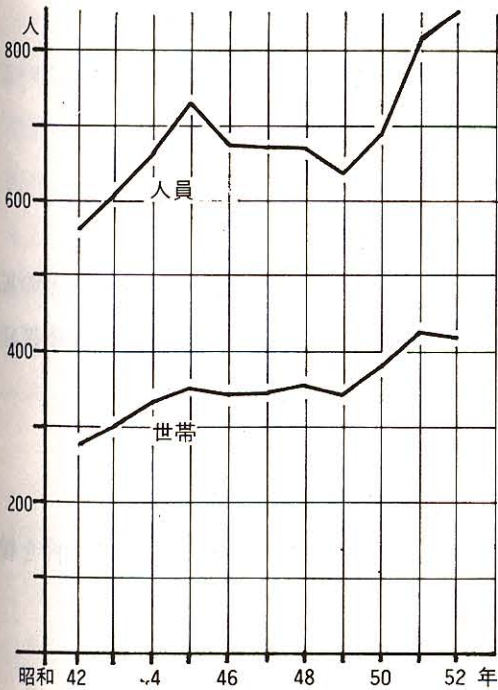


第一章 市民生活の向上

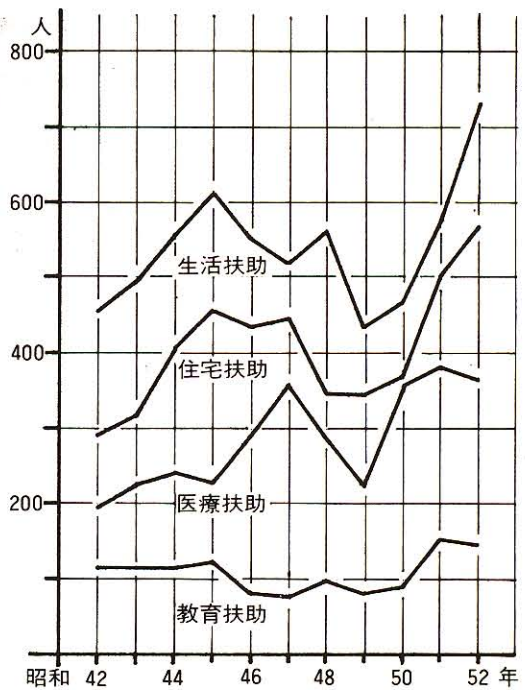
第1節 市民福祉

1 低所得者対策

昭和45年度をピークに世帯数、実人員とも減少の傾向にあった保護世帯動向は、昭和49年度を境に増加傾向に転じ、昭和52年度現在421世帯850人、保護率8.97パーミリ(千対比)であり、現在も少しずつ増加を続けている。これは、石油危機に端を発した不況の長期化と円高、これに伴う企業倒産の増加など、厳しい社会経済状況の反映と考えられる。



被保護世帯及び人員の年次推移



種目別保護人員の年次推移

生活保護制度においては、保護を受ける者の日常生活を営むうえでの多様な需要に応じるため、生活扶助、医療扶助、教育扶助、住宅扶助のほか、出産、生業、葬祭の7種類の扶助が設けられており、各扶助ごとに厚生大臣によって保護基準が定められている。とはいえ、国の制度内援助が不十分な点には問題がある。また、保護基準に該当しなくとも、これに近い状態にある層も多く推定されるので、その対策として府世帯更生資金貸付、府かけこみ緊急資金貸付、本市の生活つなぎ資金貸付、市税減免などが実施さ

れている。また、生活困窮者にとって自立更生することが目標であるので、ケースワーカーなど個別相談をおこなっている。

本市としては、今後生活困窮者（生活保護者及びボーダライン層）の保護を含め、福祉施策全般の改善と雇用拡大などをはかるため、関係機関と連携しながら国や企業に対し働きかける必要がある。

（計 画）

(1)生活保護基準の改善

生活保護の級地是正、保護基準の引き上げなどについて国に要望する。

(2)生活資金貸付限度額の増額

府かけこみ緊急資金貸付、府世帯更生資金貸付などの拡充を要望するとともに、本市生活つなぎ資金貸付の限度額を拡充し、これに必要な基金の増額につとめる。

(3)生活つなぎ資金貸付の償還条件の緩和

貸付限度額の拡充と同時に、現在10ヶ月の償還条件を緩和するようつとめる。

(4)社会福祉団体の助成拡充

社会福祉団体の助成と拡充につとめる。

(5)経済自立の助長

職業安定所など関係機関と連携し、就業相談、就業指導、就労あっせんにつとめる。

(6)社会保険加入対象者に対する高額医療費の貸付

社会保険加入の被扶養者に対する高額医療費の貸付制度については、保険者や医師会など関係機関と協議のうえ検討する。

2 心身障害者(児)対策

心身障害者(児)への福祉対策の基本は、その有するハンディキャップをできる限り軽減し、本人の成長、発達、障害の体様に応じたきめ細やかな諸施策を推進し、生活のやすらぎが受けられるようにすることである。その対策については、障害の発生予防から治療、リハビリテーション、更には生活全般におよんでいる。

昭和52年度現在、市が把握している精神薄弱者数は、151名(うち児童77名)であり、本市には精神薄弱者(児)施設として社会福祉法人桃花塾(定員65名)、府立金剛コロニー(定員850名)、および本市をはじめ南河内2市4町1村によって建設され、社会福祉法人聖徳園運営による精神薄弱児通園施設(定員40名)肢体不自由児通園施設(定員40名)がある。また、本市の身体障害者手帳交付者数は、昭和52年度現在1,195名(18才以上1,090名、18才未満105名)で、障害別にみると肢体不自由者(児)が775名と過半数を占めている。

	視力障害		聴覚、平衡機能障害		音声、言語機能障害		肢体不自由		内部障害	
	18才以上	18才未満	18才以上	18才未満	18才以上	18才未満	18才以上	18才未満	18才以上	18才未満
47	193	5	57	11	40	16	473	43	11	2
48	199	5	63	13	39	16	541	46	15	2
49	214	6	72	18	39	16	574	59	23	1
50	226	10	73	18	41	15	624	65	26	1
51	240	11	78	19	44	17	684	74	34	1
52	245	10	67	17	33	13	710	65	35	0

障害別、障害者人口の年次推移

名 称	内 容	規 模
府立 金剛コロニー	精神薄弱者(児)施設	850人
社会福祉法人 聖徳園	精神薄弱児通園施設	40人
	肢体不自由児通園施設	40人
社会福祉法人 桃花塾	精神薄弱者(児)施設	65人

心身障害者(児)施設

本市としては、施設などの整備のほか、心身障害者対策基本法に基づいた心身障害者対策協議会を設置するなど、諸施策を推進している。このほか、公共施設の改善、盲人信号機の設置、点字ブロックの埋設などの環境改善、さらにはスポーツの振興、点字や手話講習会などへの助成を行っている。しかし、比較的重度の心身障害者(児)のための更生(援護)施設が不足しており、整備が必要である。

また、特に障害児に対する施策としては、児童相談所における各種の相談と指導、家庭奉仕員の派遣、日常生活用具の給付あるいは貸付、小・中学校(富小、第一中)における肢体不自由児学級の開設などが行われているが、中学校卒業後の児童のための入所、通園施設の整備が必要である。

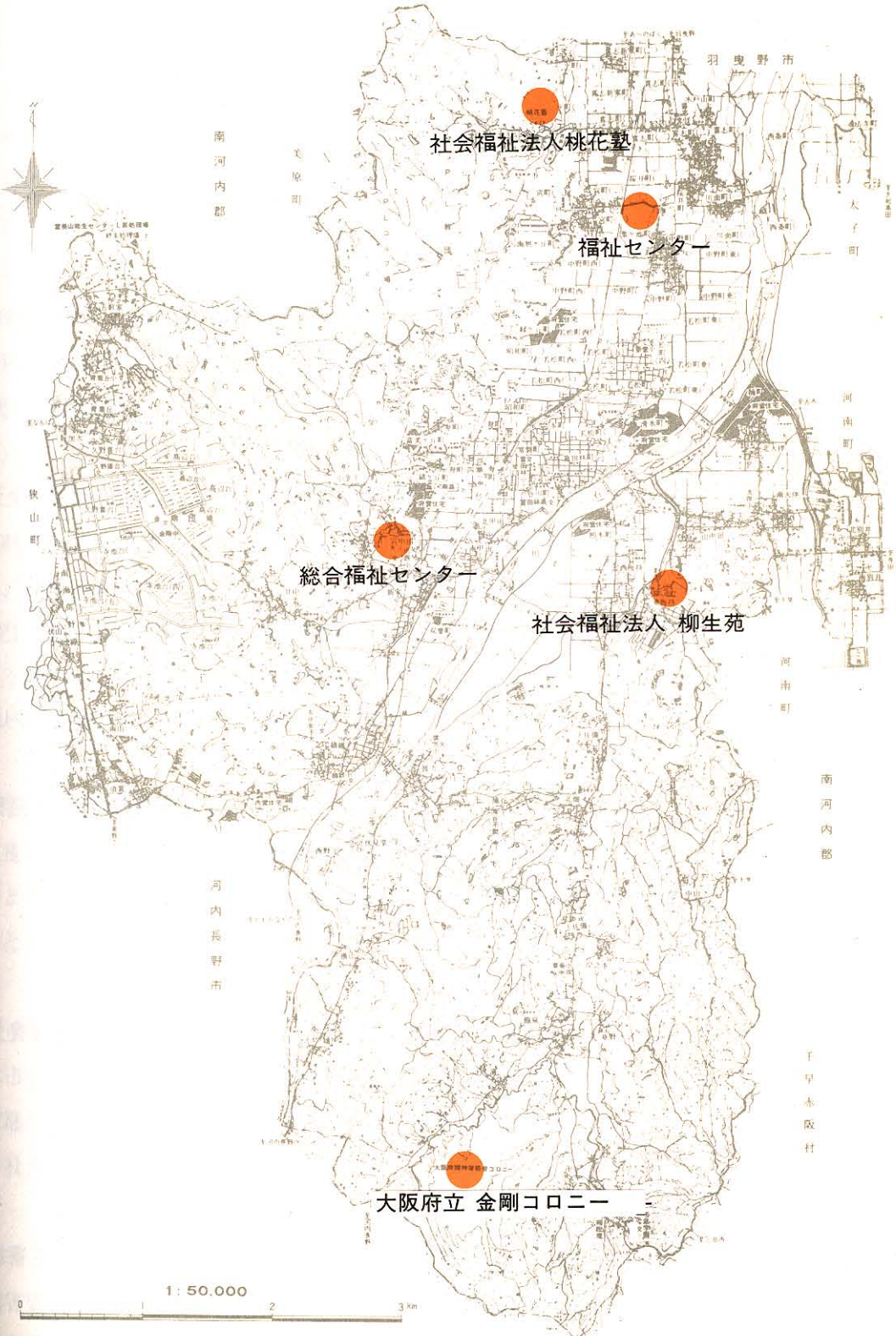
一般に障害児の多くは、妊娠中毒症や異常分娩、乳幼児期における疾病などが原因となっている。「ゆりかごから墓場まで」という永年の理想も「ゆりかご」からではすでに遅く、「ゆりかご以前」における発生子防と早期発見が重要な課題である。そのためには、母子保健の向上が重要になってくる。

現在、母子保健対策としては、妊婦に対する健康診断、乳幼児(3ヵ月、10ヵ月)および3才児に対する健康診断、3才児精神発達精密検査などが実施されているが、特に乳幼児に対する健康診断は乳幼児の発育および精神の発達からみて十分とはいえない。

また、産科と小児科を組み合わせ、妊娠から出産、さらに乳幼児期を通じて母と子の病気や心身障害の予防と治療にあたる府立の「母子保健総合医療センター」が57年に開設される予定になっている。このため、本市においても、「母子保健総合医療センター」との緊密な連携をとりうる組織づくりを検討する必要がある。

このような実態のうえにたって、今後は心身障害者(児)に対するその体様に応じた福祉の向上と、社会復帰を促進するため施設の整備をはかるとともに、雇用を促進するなどきめの細かい施策の推進が必要である。

社会福祉施設現況図 (計画分を含む)



(計 画)

(1)総合福祉センターの建設

老人、身障者、母子の各部門をそなえた総合福祉センターの建設につとめる。特に身障者部門については、各種相談業務の強化、対面朗読室の設置、機能回復訓練の設置、授産施設(簡易共同作業所)の設置などにつとめる。

(2)公共施設などの設備整備

各種公共施設の建設や都市基盤の整備においては、障害者(児)の社会活動と自立を阻害することのないようにつとめる。

(3)更生(援護)施設および授産施設の整備

常時の介護を必要とする重度の障害をもった人たちが入所し、治療や養護を受けることのできる広域的な心身障害者(児)の更生(援護)施設を、富田林病院敷地内に設置されるよう国、府に要望する。また、授産施設についても、南河内地域に設置されるよう国、府に要望する。

(4)相談、指導業務の強化

児童相談所、福祉事務所、保健所、教育委員会、医療機関などが一体となって、相談と指導業務の内容の強化充実につとめる。

(5)社会啓発活動の推進

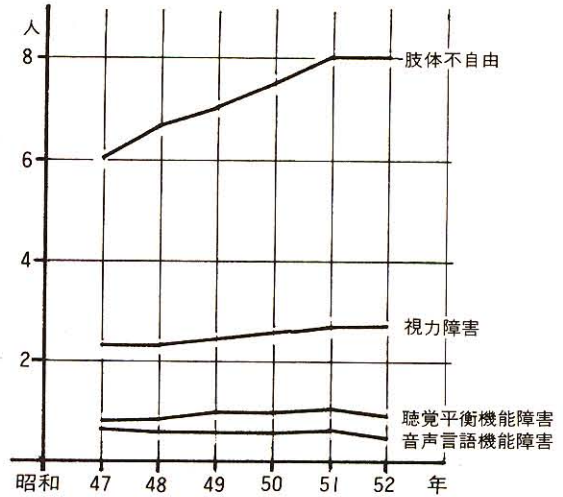
本市心身障害者対策協議会において、障害者(児)をもった家庭の諸問題を明らかにし、社会啓発活動を活発に展開し、社会的環境の改善につとめる。

(6)障害児の入所(園)のための専門機関の設置

障害児の立場にたって、その体様に応じた保育所、幼稚園、通園施設などの入所(園)をはかるため、医師、保健所、児童相談所など、広範な機関を含めた専門機関の設置につとめる。

(7)安定した就業形態の確保

心身障害者の雇用に関して、関係機関や企業の協力によって就労相談や就労のあっせんを行うとともに、売店などの公共施設への優先的許可設置を、関係機関などと協議のうえ推進する。



人口千人あたりの障害発生件数の推移

3 母子福祉対策

本市の母子家庭は、昭和52年度現在265世帯(母子福祉协会会员)であるが、母子福祉法第2条の、「すべての母子家庭には児童がそのおかれている環境にかかわらず心身ともに健やかに育成されるために必要な諸条件とその母子の健康で文化的な生活とが保障されるものとする」という理念にもかかわらず、母子家庭の多くには経済的生活基盤の弱さがうかがわれ、社会的、精神的にも不安定な状態におかれている。これら各種のハンディーに対し、より安定した就業形態の確保と、社会的、精神的援助の強化が必要である。

現在、これらの事態に対処するための母子福祉対策としては、20才未満の児童を扶養している配偶者のない女子に対する母子福祉資金の貸付、子どもが20才を越えたものや、扶養する児童のないものなど母子福祉法の対象になっていない女子に対する寡婦福祉資金の貸付、府母子福祉連合会による母子福祉小口資金の貸付、府より派遣された母子相

20才未満の児童をもつ母子家庭

年度	所帯数
48	288
49	278
50	277
51	288
52	265
53	278

談員や母子福祉推進委員、民生（児童）委員による生活相談、さらには、母の一時的な疾病のため、日常生活を営むのに支障がある母子家庭に対する、介護人派遣事業などが実施されている。また、年金手当の給付制度としては母子年金、母子福祉年金、児童扶養手当、児童手当が実施されているほか、所得税、住民税の課税所得額の減額などが実施されているが、近年、とくに医療費の助成に対する要望が強くなっている。

本市としては、今後これら現行の諸制度のさらに積極的な活用により、内容を拡充することが重要な課題であり、そのための拠点づくりとして総合福祉センターの建設をはかり、その内容の充実につとめる必要がある。

（計 画）

(1)貸付制度の拡充

母子家庭の経済的自立促進のため、補完的な貸付制度の拡充について国、府に要望する。

(2)所得保障の充実

母子年金や児童扶養手当などの引き上げなど、所得保障の拡充を国、府に要望する。

(3)安定した就業形態の確保

母子家庭の雇用に関して、関係機関や企業などの協力によって、就労相談や就労あっせんを行うとともに、売店などの公共施設内への優先的許可設置を、関係機関などと協議のうえ推進する。

(4)施設の整備

現在、計画が進められている総合福祉センター内に母子福祉部門を設置し、施設の整備をはかるとともに、母と子が心身の健全を保持し、生活の向上をはかるために必要な

各種の相談に応じ得る体制づくりにつとめる。

(5)入学祝品制度の拡充

入学祝品制度の拡大と内容の充実につとめる。

(6)母子福祉会の充実

母子相談員や、民生（児童）委員などの協力機関と連携しつつ、母子家庭のもつ身近かな問題点が、母子福祉会全体の課題としてとらえられ、活発な活動が展開されるよう、母子福祉会の充実につとめる。

(7)母子家庭の医療費公費負担

医療費の公費負担については、府県単位で実施されるよう国に要望する。

(8)父子福祉の充実

父子家庭の実態は握と相談の充実につとめるとともに、母子福祉対策に準ずる諸施策が行われるよう、国、府に要望する。

4 老人福祉対策

独居老人数

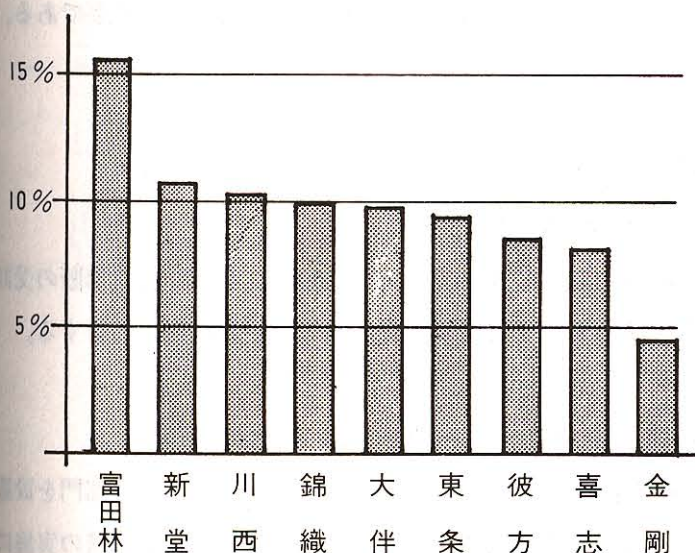
年 度	人 数
50	124
51	126
52	128
53	129

昭和50年国勢調査における本市の60才以上の人口は、約7,600人で、全人口(91,393人)に対する比率は約8%であり、そのうちねたきり老人は176人、ひとり暮らしの老人は124人である。

当面、昭和60年までの人口増は、金剛東団地など新開発の住宅での社会増によるものであることから、全人口に対する比率では急激な増加は示さないものの、実数は昭和60年で約1万人を越すものと推計される。特に本市では、農業を中心とした旧集落地区と、新開発の住宅地が併存し、地区別にみた老令人口比率ではますますその差は大きくなることが考えられるので、全市的な施策とともに、地区別の細やかな施策が必要である。

地 区	人 員					計
	60～64才	65～69才	70～74才	75～79才	80才以上	
喜 志	285	261	148	100	76	870
新 堂	432	363	273	134	88	1,290
富田林	369	403	244	159	90	1,265
川 西	295	214	166	121	81	877
金 剛	398	341	193	127	84	1,143
錦 織	249	193	147	78	53	720
彼 方	236	211	142	86	66	741
大 伴	283	224	186	95	85	873
東 条	95	125	72	59	50	401
計	2,642	2,335	1,571	959	673	8,180

地区別老人人口（外人は各地区に含まれていない、昭和52年8月1日）



地区別老人人口比（昭和52年8月）



昭和52年度現在行われている老人福祉対策は、老人保健医療対策、在宅福祉対策、施設福祉対策の3つにわけられる。このなかで老人保健医療対策としては、市内の65才以上の老人を対象とした健康診断、65才以上の老人に対する医療費支給制度などが実施されているが、特に老人健康診断は受診率20%程度と低い。また在宅福祉対策としては、家庭奉仕員の派遣、老人福祉電話設置、医療ヘルパーの派遣、車イスや特殊寝台の貸出し、ねたきり老人に対する寝

老人福祉電話設置状況

年 度	年度末使用台数
50	4
51	10
52	25
53	41

具乾燥サービス、老人クラブ連合会に対する助成などが実施されている。さらに施設福祉対策としては、老人常設集会所の建設に対する助成などを実施している。そのほか、厚生年金、国民年金などの老令年金給付や、70才以上の老人に対する敬老祝金、ねたきり老人見舞金などが実施されている。

老人の「生きがい」については、定年退職や子どもの自立などにより、ともすれば社会的役割を喪失しがちな現況のもとで、平均寿命の伸びとともに増加している老後の自由時間をいかに活用するかにかかっている。このようなことから、老人福祉対策は単に弱者の保護にとどまらず、多年にわたり社会の発展に寄与してきた者として敬愛され、かつ健全で安らかな生活が保障されることが重要である。

(計 画)

(1)老人健康診断の充実

市内の65才以上の老人を対象としている健康診断の受診率の向上をはかるため、診断の方法や内容を検討する。

(2)総合福祉センター老人福祉部門の整備

現在計画中の総合福祉センター内に老人福祉部門を設置し、医師や保健婦などのアドバイスによる健康相談の実施につとめるとともに、機能回復訓練が行われるようにつとめる。

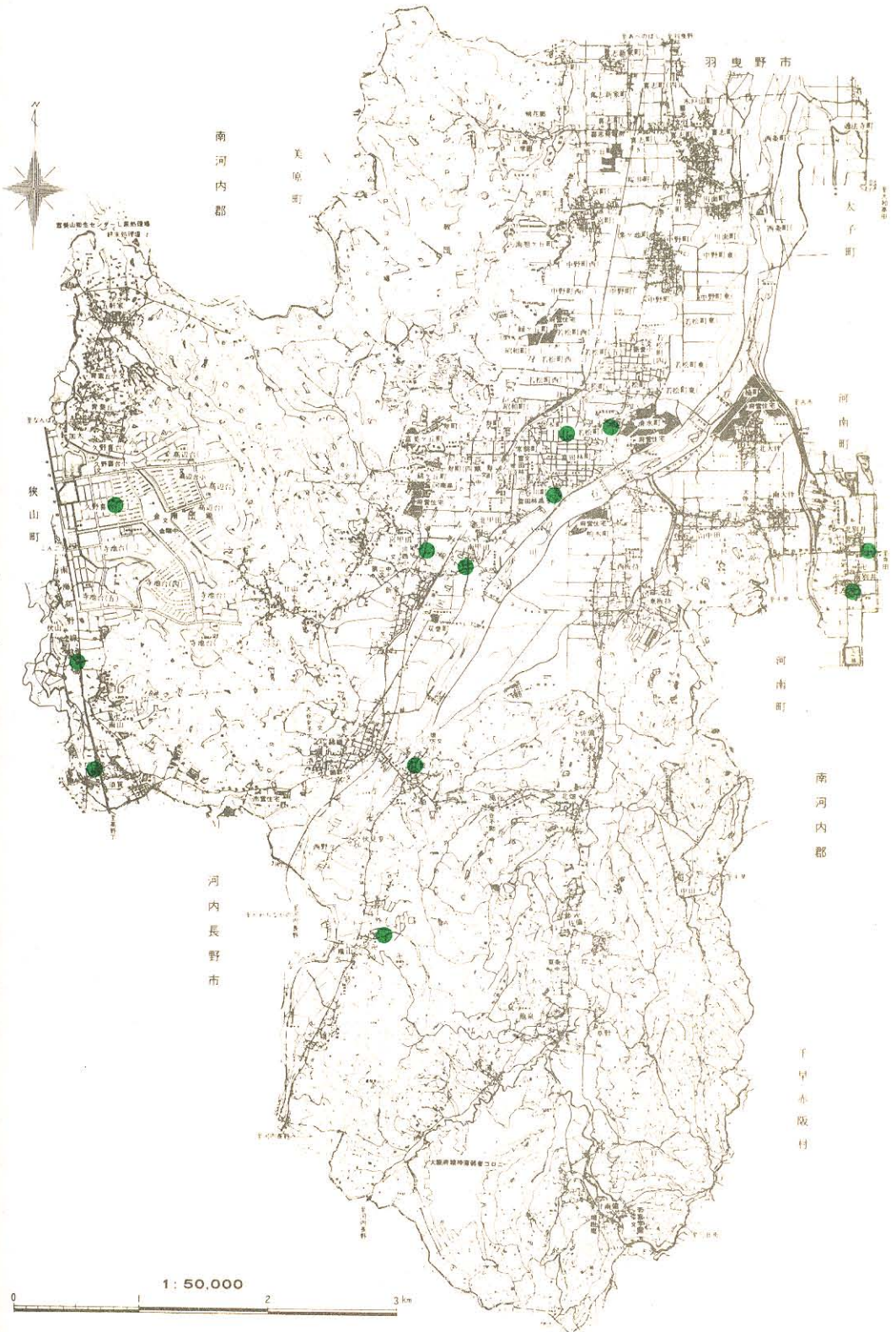
(3)生きがい対策の推進

老人の社会活動への参加を推進させるため、職業安定所や関係機関との連携をはかり、総合福祉センター内で老人の就労に対する相談、助言、指導が行われるよう、生きがい対策の推進につとめる。

(4)老人クラブ活動への助成強化

老人の自主的な組織である老人クラブ活動への助成強化

老人いこいの家現況図



につとめる。

(5)特別養護老人ホームの設置

府立特別養護老人ホームを、富田林病院敷地内に早期に設置されるよう府に要望する。

(6)老人いこいの家の整備

老人に安らぎといこいの場を提供し、老人の心身の健康をはかることを目的とした老人いこいの家を、用地提供などの協力を得ながら、おおむね中学校区単位の建設につとめる。

(7)所得保障の充実

老令年金の引き上げなど、所得保障の拡充について国に要望するとともに、祝金、見舞金などについても拡充につとめる。

(8)敬老思想の高揚

老人にとって、真の福祉は単に施設や制度の充実だけでなく、家族や地域社会がその一員として受け入れることが重要であることから、敬老思想の一層の高揚につとめる。

5 児童福祉対策

婦人の働く権利の自覚、社会的地位の向上、社会的活動、社会的接触などへの欲求の増大は、核家族化の進行とあいまって、保育に対する市民の関心を高め、保育所の整備拡充と3才未満児の保育を含めた保育内容の充実などを要望する声が強くなってきている。

本市には現在、公立保育所6カ所(定員770名)、私立保育所4カ所(定員450名)、無認可保育所1カ所があり、毎年、施設の整備拡充や時間外保育を含めた保育内容の充実につとめている。しかし、0才児保育を実施しているのは公立1カ所、私立2カ所と少く、今後は0才児からの一貫



した保育の充実とともに、施設の整備拡充が必要であるが、新しい保育所の整備にあたっては、公立保育所の建設をはかっていくことを基本にしながら、今日の厳しい社会経済の状況をふまえ、私立保育所への依存も考える必要がある。

また、私立および無認可保育所に対する運営助成を行ない、公私格差の解消につとめているが、さらに保護者負担の適正化をはかるため、保育措置費の基準改善、運営助成金の増額が必要である。

障害児については、府立金剛コロニーや肢体不自由児通園施設の設置によって対処するとともに、昭和49年から公立保育所において軽度の障害児について保育を行っているが、施設や保育内容の充実などが今後の課題である。

現在、児童をとりまく社会環境は、児童が心身ともに健全でたくましく成長するには、決して好ましい状態にあるとはいえない。昭和52年度現在、本市には児童遊園42カ所（府施設を含む）、留守家庭児童施設3カ所設置されているが、全市的な適正配置からみて不十分である。今後、児童に健全な遊び場を提供し、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とした児童館、児童遊園（ちびっ子・老人いこの広場）、留守家庭児童施設などの整備が必要である。

また、社会変動に伴う家庭生活の不安定により、家庭における児童教育について種々複雑な問題が発生している実状に対処するため、指導・相談業務の充実が必要である。

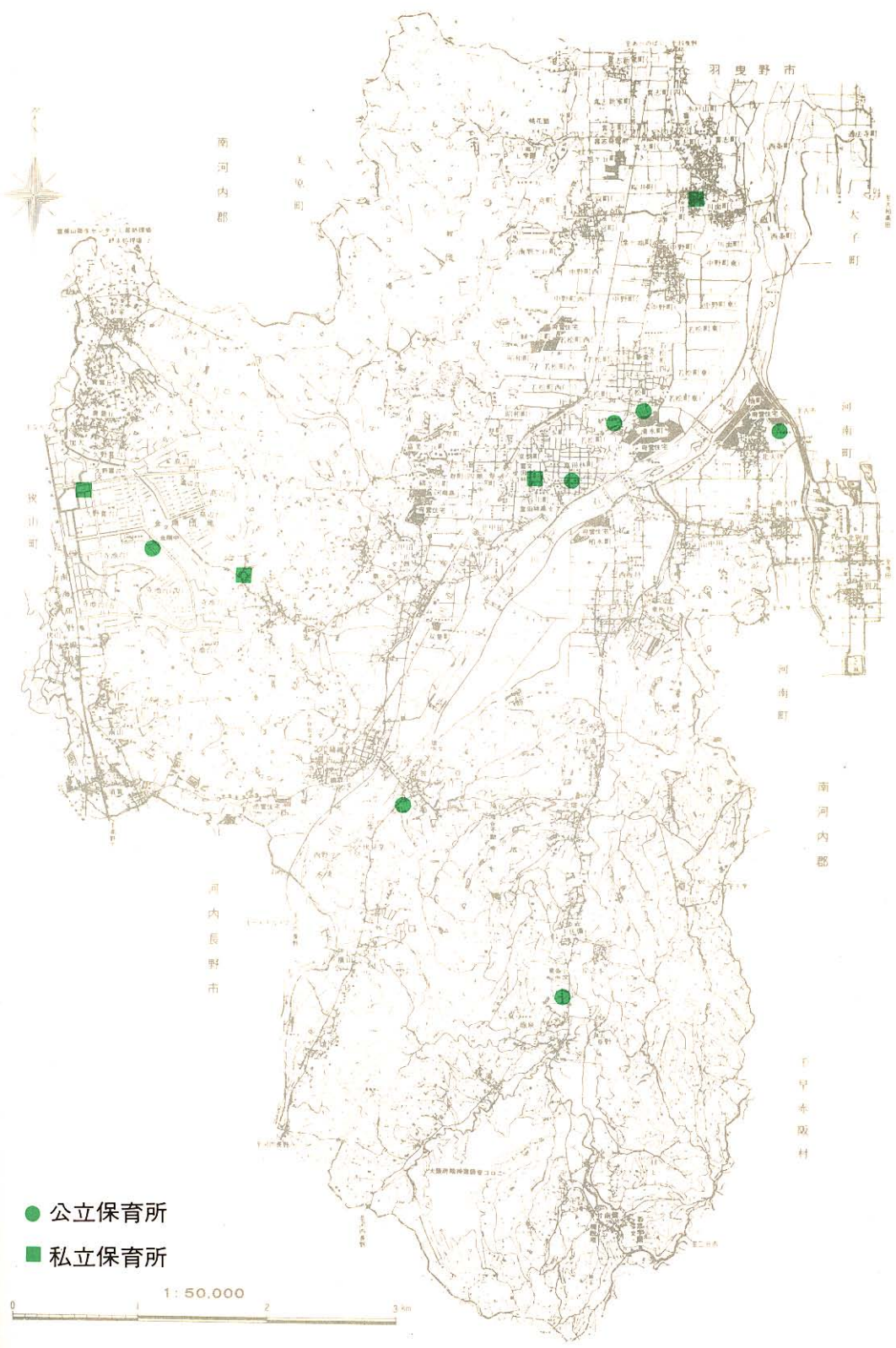
さらに、本市には子供会育成連絡協議会（47団体）、スポーツ少年連盟（34団体）などが組織され、学習活動の奨励とスポーツの普及につとめている。今後、団体のボランティア活動など、地域社会の組織活動が必要であり、これらの指導者の育成が重要課題である。

(計 画)

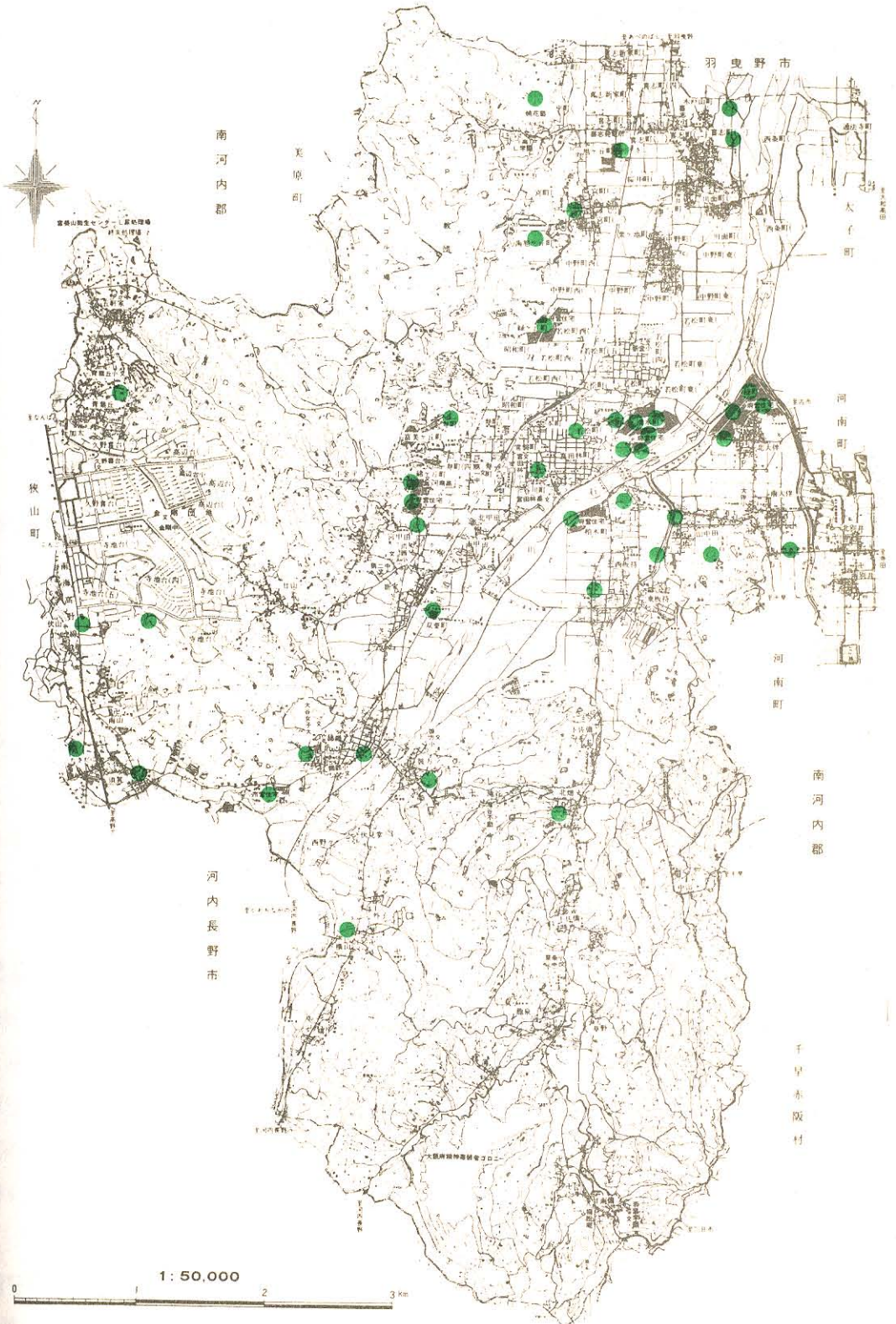
(1)保育所の整備

新しい保育所の建設については、保育内容の向上や施設

保育所現況図



児童遊園現況図



の充実などを考慮しながら、公立保育所の整備拡充をはかるとともに、公私の適正配置に意をもちいながら私立保育所の誘致にもつとめ、公私共存をはかる。また既設保育所の老朽過密な施設についても改修ならびに拡充につとめる。

(2) 公私立保育所間などの格差解消の推進

保護者負担の適正化などをはかり、公私格差の解消につとめるため、私立保育所に対する運営助成の強化につとめるとともに、新しく私立保育所を誘致した際には、建設に対する助成をはかるようつとめる。また公立間格差のみられるものについては、保母の適正配置をはかるなど、実状をは握のうえ検討する。

(3) 障害児保育の充実

障害児保育の受入れ体制の確立をはかるため、施設の整備につとめるとともに、本市障害児保育実施要綱を制定し、充実につとめる。

(4) 児童遊園(ちびっ子・老人いこいの広場)の整備

児童の安全をはかり、安心してのびのびと遊べる児童遊園の適正配置につとめる。また既設の児童遊園についても改修・拡充につとめる。

(5) 児童館の整備

地域コミュニティー施設については、複合化をはかりながらおおむね中学校区単位の設置につとめるが、その設置に際しては、健全な地域社会の形成に寄与するとともに、児童の健康の増進と情操を豊かにする場としての児童館の機能もそなえた施設にするようつとめる。

(6) 留守家庭児童施設の整備

昼間、保護者不在の児童に対して、時間・場所・仲間を確保するため、各小学校区単位の留守家庭児童施設の整備

につとめる。

(7)家庭児童相談室の設置

総合福祉センター内に家庭児童相談室を設置し、指導と相談業務の充実につとめる。

6 国民年金

すべての国民がなんらかの公的年金制度の適用をうける「国民皆年金」実現のため、国民年金や厚生年金のほか、各種共済組合など計8つの年金が制度化されている。国民年金は、他の年金が被用者を対象とした職域保険であるのに対し、被用者以外の市民を対象とした地域保険である。本市における強制被保険者は、昭和52年度現在10,085人であり、任意加入者は7,148人である。

給付開始年令では、各種共済組合が55才から、厚生年金が60才から、国民年金は65才からと開きがあるほか、年金の計算方法、在職老令年金、遺族年金の受給資格などその給付内容に格差がある。

国民年金は強制加入であるにもかかわらず、それを知らなかったり、保険料の未納などによって資格を失う場合がある。このような人のために、滞納分を一括納付すれば年金権が回復する措置がとられているが、なお未加入者もみられる。

また、被用者の配偶者は国民年金には任意加入であり、高年令で離婚した場合、無年金者になることが考えられる。

このため、被用者の配偶者だった期間も有効とされ、実際に保険料を納めた期間と合算して25年になれば年金が受けられるよう改善されたが、年金額は実際に保険料を支払った期間だけしか受取れないので、救済策としては十分とはいえない。

(計 画)

(1)給付内容の充実

国民年金の受給資格など、給付内容の充実について国に要望する。

(2)周知の徹底強化

国民年金が強制加入であるにもかかわらず加入していない人たちなどに対し、免除制度の活用と併せ、より積極的な周知につとめる。

(3)被用者の配偶者の救済

被用者の配偶者に対する救済策の充実を国に要望するとともに、女性の社会的意識の向上とも考えあわせ、国民年金加入意義の周知につとめる。

第2節 保健医療

1 保健予防体制の充実



全ての市民が、等しく健康で文化的な生活を営むことを願って、本市がとりくんできた保健医療行政は、昭和52年10月の富田林病院の開設と昭和53年4月の伝染病棟の開設、さらには昭和53年6月の休日診療所の開設と医療体制の充実を推進してきた。これら市民医療の充実と同時に各種疾病に関する対策以前の問題として、市民の健康保持がとりあげられる。すなわち保健予防体制の充実である。

昭和52年度現在、各種疾病の予防に関しては、伝染病の発生およびまん延を予防するための「予防接種法」に基づいた措置を行うとともに、早期発見と早期治療をめざして、結核・胃ガン・脳血管疾患・心疾患などの住民検診を実施している。特に住民検診は対象者に巾広いものがあり、今後は受診率の向上に重点をおく必要がある。また、衛生婦人奉仕会の活動で毎年取りあげている子宮ガン検診は、受診者も毎年安定した数がみられている。

また、従来から府が実施している乳幼児検診は、生後3ヵ月と10ヵ月の乳児と、3才児を対象としたもので、これらは乳幼児の身体の発育および精神の発達などからみて、大変重要な時期といわれている。

一般に、乳幼児期における身体の発育および精神の発達については、生後15ヵ月の時点でほぼ明確になり、1才6ヵ月の時点で健康診断や指導を行うことにより、軽度から中程度の発育の遅れ、あるいは心身障害の拡大を未然に防止することができるといわれている。

このため、昭和52年度から「1才6ヵ月児健康診断事業」が提案された。これらの健康診断を担当する者は、医師・歯科医師・保健婦・看護婦・歯科衛生士などによって編成することになっている。このように、本事業は関係機関の協力体制が重要であるとともに、継続的に長期化されるため、財政的な問題が大きい。

また近年の社会構造の複雑化、多様化に伴い、ストレスによるノイローゼなど精神的疾病が増加しており、精神衛生対策が重要な課題となっている。

(計 画)

(1)子宮ガン検診に対する助成

婦人の子宮ガン検診に対する手数料の助成につとめる。

(2)乳幼児検診の充実強化

乳幼児の身体の発育および精神の発達からみて、検診対象年齢を拡充する必要があると考えられるので、「1才6ヵ月児健康診断事業」の実施については、財政的な助成強化を国、府に要望しながら検討する。

(3)人間ドックの実施

成人病予防対策の一環として、国民健康保険被保険者を対象とする人間ドックを、医療機関と提携して実施するとともに、その助成につとめる。

(4)全市的な防疫体制の充実

伝染病が発生した場合、ただちに患者を伝染病院に収容するとともに、保健所の指示に基づき消毒を行っているが、発生を未然に防止するためには平素の防疫活動が必要であり、そ族や昆虫の駆除などの強化につとめるとともに、関係機関との連携を密にしながら全市的な防疫体制の充実につとめる。

(5)精神衛生対策

ノイローゼなどの精神的疾病については、家族や地域社会の理解が必要であり、精神衛生思想の啓発をはかるとともに、保健所や児童相談所など関係機関との連携を密にしながら、相談および指導の充実につとめる。

2 医療体制の充実

本市の医療施設は、昭和52年度現在病院4カ所(768病床)、医院および診療所43カ所、歯科医院23カ所である。本市のこれまでの医療体制は、昭和45年3月までは警察病院富田林分院が総合病院の役割を果たしてきたが、この病院の廃院によりそのすべてを地元医師会をはじめ民間病院に委ねることとなり、夜間、休日、救急医療などの整備が緊急に解決すべき課題となっていた。これらの問題の解決をはかるため、昭和47年金剛東団地内に本市と府の共同により総合病院の建設計画が進められ、昭和52年10月に9診療科病床数300の富田林病院が開設された。引続き昭和53年4月、富田林病院を親病院とした伝染病棟(40床)が開設された。

さらに、休日診療については、「富田林市2町1村地域医療対策協議会」において、今までの医師会の協力による在宅輪番制から、定点方式をめざす計画がとりあげられ、昭和53年6月から休日診療所が富田林病院敷地内で診療を開始した。また、より迅速で確実な救急活動をめざして、昭和53年1月に救急指令装置を消防署内に整備した。市民の医療需要に応える基本的な医療体制の整備については、これらの施設や設備の整備と地元医師会の協力とあわせて一応めどをみることとなった。

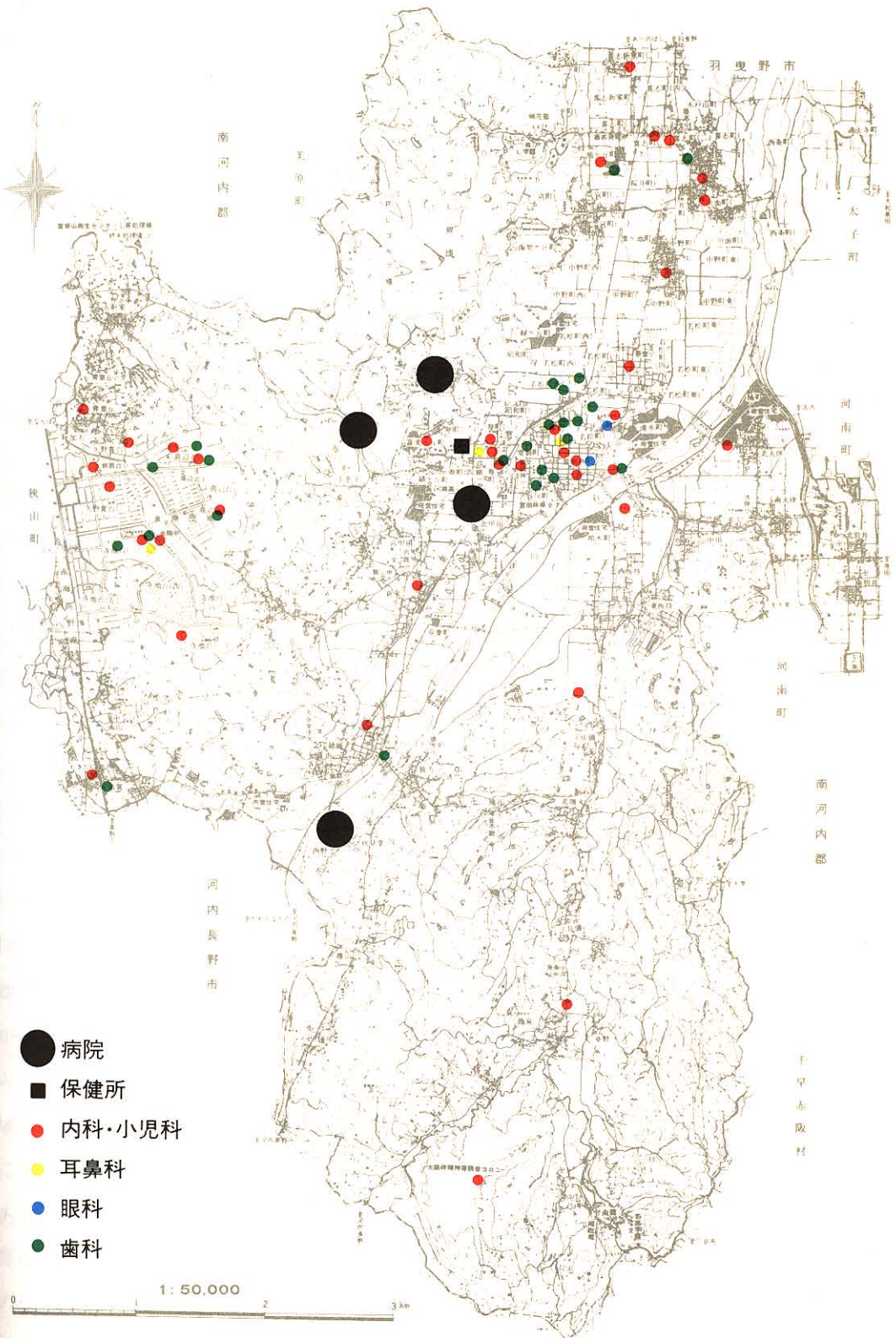
しかし、医療体制の整備の中で欠くことのできない救急医療については、医療資源の乏しさと多額の財政負担を考えあわせると、単に1市町村だけで取りくむことは至難な課題である。今後は、関係市町村と協力して救急医療問題に取りくむ必要がある。

(計 画)

(1)救急医療の充実

救急医療については、富田林病院において解決できるよう検討を進めるが、重症患者の収容を主たる役割とした広域的な救急医療センターを南河内地域に設置されるよう、

医療施設現況図



- 病院
- 保健所
- 内科・小児科
- 耳鼻科
- 眼科
- 歯科

1: 50,000

0 2 3 km

関係市町村と協力して国、府に要望する。

(2)血液保管庫の配置

輸血に必要な血液を迅速に確保し、人命の安全をはかるため、血液センター的な役割を果たす血液保管庫を、富田林病院に配置するようつとめる。

(3)富田林病院における医療体制の充実

富田林病院が、公的医療機関としてさらに増大する医療需要に応え、安定した医療を供給するため、増床をはじめ診療科の増設や看護婦養成所の設置などについて検討する。

(4)新堂診療所の整備

患者数の増加に対応するため、施設や設備の整備充実につとめる。

3 国民健康保険

昭和36年に国民皆保険体制が確立され、市民が医療保険のもとに医療給付が受けられるようになった。本市における国民健康保険加入者状況は、昭和52年度現在 7,256世帯 22,890人で25,99%の加入率である。

現行の医療保険制度を大別すると、被用者を対象とする職域保険と、国民健康保険のように一般地域住民を対象とした地域保険がある。国民健康保険は、国の委任事務として市が保険者となっている事業であり、医療給付と現金給付からなりたっている。

職域保険では医療給付率が被保険者10割、家族7割であるのに対し、国民健康保険では世帯主、家族とも7割と格差がある。また、近年の医療需要の増大とともに、医療内容の高度化、高額療養費支給制度、老人医療公費負担制度などの給付改善により給付費が増大し、財政状況の悪化を招いており、保険料の引き上げや一般会計からの繰入などにより対処している。

(計 画)

(1)給付内容の充実

職域保険に比較して給付率などの格差がみられるので、これら制度間の格差是正を国に要望する。また、助産費および葬祭費などの拡充につとめる。

(2)国庫負担金の拡充

財源確保は、現行の国民健康保険事業のもとでは、国庫負担金の大巾な増額がないかぎり被保険者の負担が大きくならざるを得ないので、事務費負担金の増額を含めた国庫負担金の拡充を国に要望する。

(3)収納率の向上

保険料の収納率については、滞納整理を精力的に行い、滞納世帯の実態をは握し、必要な方策を講じることにより向上につとめる。

第3節 消費者保護

近年における生産技術の進歩と販売競争の激化は、商品の多様化となってあらわれ、価格の上昇、欠陥商品、有害食品や誇大広告、不当表示などにより、消費者生活に混乱をきたし、消費者の安全がそこなわれている。これらの問題に対処するためには、府消費者保護条例に基づく諸施策の推進とともに、消費者の自主的な対応と公的な援助が必要である。

本市においては、昭和49年消費者相談制度を設置し、商品に関する苦情処理および各種相談に伴う品質検査などを行い、さらに食品衛生や栄養改善など各種の研修につとめてきた。商品についても、府をはじめ関係機関と連携を密にしなが、計量や各種表示などの立入検査や行政指導を行っているが、今後とも強化する必要がある。また、消費者自身が買物の際必ず計量を確認するという初歩的な意識を身につけるため、市場などに「ためし計り」の計量器を設置している。さらに生産者、商業者など事業者の消費者利益擁護の認識と、消費者の意識向上の立場から、事業者と消費者による懇談会を実施している。

(計 画)

(1)消費者保護の増進

危害の防止、表示の適正化、被害の救済、情報の提供など、府消費者保護条例に基づく諸施策の活用と推進につとめ、消費者保護の増進をはかる。

(2)研修会の充実

すぐれたコンサルタントなどによる消費者リーダーの養成や、消費者の意識向上のための充実した研修会の実施につとめる。

(3)立入検査などの充実強化

商品の立入検査などについては、府をはじめ関係機関と連携を密にして、内容や回数などの充実につとめる。

(4)有害食品などの周知

有害食品については、広報での掲載や陳列などにより、市民への周知につとめる。

(5)事業者と消費者による懇談会の充実

事業者と消費者との連携を強化し、両者による懇談会をより充実する。

(6)「ためし計り」の周知および設置の強化

「ためし計り」について、市民への周知を強化するとともに、増設強化にもつとめる。

(7)学校教育の場における消費者意識の向上

学校教育の場から、一貫した消費者意識の向上がはかれるよう検討する。

(8)消費者センターの設置

商品の情報提供、商品テスト、各種相談などの機能をそなえた広域的な消費者センターの設置を国、府に要望する。

(9)電力

今後の電力需要増に対処するため、施設の増設について関係機関と協力して整備につとめる。また整備にあたっては、安全、環境保全、都市環境の調和などに留意する。

(10)ガス

未布設地区への都市ガスの導入については、安全と安定供給に留意し、利用者など関係者と協議して実施するよう大阪ガスに要望する。

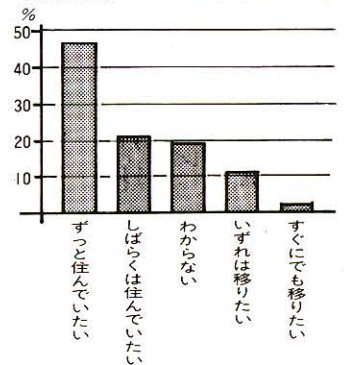
第4節 住民連帯の育成

高度経済成長の下での急激な市街地形成による人口増加と、これに伴う新旧住民の併存、さらには、生活様式の大きな変化などにより、住民相互の心のふれあいと連帯感はますます希薄になってきている。反面、週休2日制などによって市民の余暇時間は増加の傾向にあり、となり近所の人たちと同じ趣味で接したり、あるいはスポーツやレクリエーションでお互いに楽しみ、つきあいを深めることができるようになってきている。このように、今日ようやく市民の間に人間関係の復活、すなわちコミュニティー活動への働きかけが積極化しつつある。

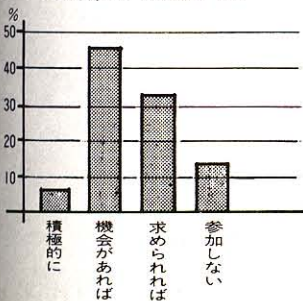
もちろん、コミュニティーは市民の自主的参加、自主的行動によって形成されるべきものであり、行政の役割は、市民が自主的に行動しやすいよう、環境の整備や指導者、市民組織などの育成をはかるなど、条件整備を行うことにある。

コミュニティーづくりのためには、その基礎となるべき区域を定めることが必要であり、本市としては小学校の区域が妥当だと考えられるが、当面コミュニティー施設については原則的に中学校区単位に整備してゆく。とくに集会機能をもつ施設は、地域住民のコミュニケーションを増進する役割をもっているので、今後各地域の実態と特性を把握しながら整備してゆく必要がある。

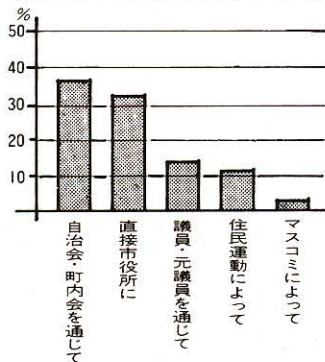
定住志向(昭和52年住民意向調査による)



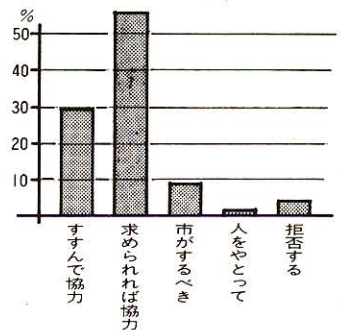
市政参加への意向(同)



市政に対する不満解決にとるべき方法(同)



近隣関係での努力奉仕(同)



(計 画)

(1) 小学校施設など公共施設の有効利用の拡充

小学校区域でのコミュニティーづくりを推進させるため、小学校施設などの有効利用について、施設の状況を検討のうえ拡充につとめる。

(2) 複合施設の整備

図書館、公民館、集会所などについては、施設機能や用地の有効利用を高めるため、相互に矛盾しないよう配慮を加えながら、施設としては複合化し、おおむね中学校区単位の建設につとめる。

(3) 市立公会堂の整備

全市的な集会施設として有効利用がはかられている公会堂は、老朽化が進んでいるので建替えを含めた整備を行い、有効利用の向上につとめる。

(4) 市民会館大ホール建設敷地の有効利用

市民会館大ホールは、効率的な利用と管理、さらには多額の建設費を必要とするなどの問題が考えられるので、現時点での早期建設には困難が予想される。当面は地元住民の意向をは握し、敷地の有効利用について検討をすすめる。

(5) 若松町の多目的施設の整備

若松町一丁目に、集会機能をそなえた多目的施設の整備につとめる。

(6) 指導者および団体の育成

地域コミュニティー活動を行っている団体の育成や、リーダー養成のための学習会の充実につとめる。

(7) 公共施設に対する巡回バスなどの整備

公共施設への送迎バスや巡回バスについては、利用者など関係者の意見をは握のうえ整備を検討する。